令和 8年度 管理事業評価調書(8年度対象)

事業コード	8510	事業名	労働委員会運営事業		
所属名	労働委員会事務局審査調整課	評価責任者	労働委員会事務局次長兼審査調整課長　鈴木　照夫		
		作成責任者	石田　貴雅	ダイヤルイン	052-954-6832
政策名	正常な労使関係の回復と労働委員会の円滑な運営	施策名	正常な労使関係の回復と労働委員会の円滑な運営		
事業目的	正常な労使関係の回復と労働委員会の円滑な運営				
根拠法令・計画等	労働組合法、労働関係調整法、労働委員会規則、地方自治法、個別労働関係紛争に係るあっせんに関する要綱、個別労働関係紛争に係るあっせんに関する要領、地方公営企業等の労働関係に関する法律、職業安定法				

従事人員・経費等

区分		予算額 8年度(当初)	予算額 7年度(当初)	決算額(C/F) 7年度	決算額(C/F) 6年度
従事人員	正規職員(うち地方機関分)	13人 (0人)	13人 (0人)	13人 (0人)	14人 (0人)
	非常勤職員(うち地方機関分)	1人 (0人)	1人 (0人)	1人 (0人)	1人 (0人)
経費	人件費(a)	207,789 千円	199,098 千円	183,091 千円	194,012 千円
	事業費(b)	6,540 千円	6,540 千円	5,959 千円	4,795 千円
	公債費(c)	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	計(a)+(b)+(c)	214,329 千円	205,638 千円	189,050 千円	198,807 千円
収入のうち、受益者負担額(分担金・負担金、使用料・手数料)		0 千円	0 千円	0 千円	799 千円
経費のうち、一般財源等		214,308 千円	205,616 千円	189,028 千円	197,985 千円

事業計画の内容及び事業費の内訳

県内において労働者と使用者との間で発生した労働紛争を解決するため、不当労働行為の審査、労働組合の資格審査、あっせん、調停及び仲裁等を行う。
1 管理業務費:3,732千円(委員会運営に関する経費1,574千円)
2 紛争調整業務費:461千円(紛争調整業務運営に要する経費461千円)
3 判定業務費:2,347千円(判定業務運営に要する経費1,682千円)

評価

指標／目標値等

	指標(指標によっては算式／解説)	目標年度	目標値	実績値・見込	
1	集団事件及び個別事件の解決率	最終目標	40%		
		8年度	40%	40%	(見込)
		7年度	40%	28%	(実績)
2	不当労働行為救済申立事件の平均所要日数	最終目標	440日		
		8年度	440日	440日	(見込)
		7年度	440日	581日	(実績)
3	総会の開催回数	最終目標	21回		
		8年度	21回	21回	(見込)
		7年度	21回	22回	(実績)
4	公益委員会議の開催回数	最終目標	21回		
		8年度	21回	21回	(見込)
		7年度	21回	30回	(実績)
5	あっせん、調査、審問、和解、総会、公益委員会議1回あたりのコスト(PL経常費用/あっせん、調査、審問、和解、総会、公益委員会議の実施回数)	最終目標	-		
		8年度	-	-	(見込)
		7年度	-	1,444,386円	(実績)

外部要因等

なし

目的の達成に関する評価

D:進展が大きくない
(判断の理由)
◎主要な指標:2(理由:正常な労使関係の早期回復に寄与するため。)
・正常な労使関係の早期回復と労働委員会の円滑かつ効率的な運営に努めたことにより、概ね目標を達成することができた。
・管理業務については、法令に基づく会議を確実に運営したこと及び経費の効率的な執行に努めたことにより、目標を達成した。
・判定業務については、審査計画を策定する等可能な限り計画的に手続を進めたものの、追加申立て等による検討事項の増加や、当事者双方から多数の主張・立証がなされたことに伴い争点整理に時間を要したり、和解協議に時間を要したりしたことから、審査手続が長期化した。そのような事件が終結したことにより、結果として係属日数が長くなり、目標所要日数を超過した。
・紛争調整業務については、あっせん応諾率の低下等により、目標を達成できなかった。

コスト指標の増減分析

7年度のあっせん、調査、審問、和解、総会、公益委員会議1回あたりのコストは、不当労働行為救済申立事件の取扱件数減少に伴い、調査及び審問の回数も減少したことにより、6年度1,436,220円に比べて8,165円増加した。

課題

・管理業務については、委員全員が必要な情報を共有できるよう、必要な情報を更に効率的に提供するという課題がある。
・判定業務については、当事者の協力を得ながら審査計画を策定する等計画的に進行して処理日数の短縮を図るとともに、当事者の主張を丁寧に聴取して和解も含めた正常な労使関係の回復を目指しながら手続を進めていく必要がある。
・紛争調整業務については、事件の解決率を向上させるという課題がある。

今後の方向性

・管理業務については、総会及び公益委員会議において速やかに情報提供することで委員全員の情報共有を効率的に行っていく。
・判定業務については、今後も、当事者の協力を得ながら審査計画を策定する等計画的に進行して処理日数の短縮を図るとともに、当事者の主張を丁寧に聴取して和解も含めた正常な労使関係の回復を目指しながら手続を進めていく。
・紛争調整業務については、集団事件及び個別事件共に、あっせん応諾率の向上を図ること等により事件の解決率を向上させていく。

＊「決算額(C/F)」については、表示単位未満の金額を四捨五入しているため、「経費」の内訳の合計と「計」欄が一致しない場合があります。